



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第203号 令和2年5月19日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
319	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
320	同	同
321	同	同
322	自動車税の環境性能割の証紙の売りさばき人を指定した件	税務課
323	自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人を指定した件	同
324	自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人について指定を取り消した件	同
325	自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器の取扱者を指定した件	同
326	自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者を指定した件	同
327	自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者について指定を取り消した件	同
328	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課

【告示】

番号	表	題	担当課名
329		指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
330		土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
331		同	同

徳島県告示第三百十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県立総合看護学校ほか十六施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 三、六六〇、九〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和二年四月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社
香川県高松市林町一九六四番地一
- 五 落札金額
五千三百四十五万九百六十七円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和二年三月二日

徳島県告示第三百二十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十一施設で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 三、六〇九、〇〇〇キロワットアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和二年四月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

日本エネルギー総合システム株式会社

香川県高松市林町一九六四番地一

五 落札金額

五千三百二十三万五千四百八円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和二年三月二日

徳島県告示第三百二十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか十施設で使用する電

気

調達期間における予定使用電力量の合計 一、三四四、〇〇〇キロワットアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和二年四月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

日本エネルギー総合システム株式会社

香川県高松市林町一九六四番地一

五 落札金額

二千百十六万九千七百十七円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和二年三月二日

徳島県告示第三百二十二号

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第五十二条において準用する徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）第五条第一項の規定に基づき、自動車税の環境性能割の証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、徳島県税条例第五十二条において準用する徳島県収入証紙条例第五条第三項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	指定年月日
徳島市応神町応神産業団地一番地四	一般社団法人全国軽自動車協会連合会徳島事務所	令和二年四月一日

徳島県告示第三百二十三号

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第五十二条及び第五十三条の十において準用する徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）第五条第一項の規定に基づき、自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、徳島県税条例第五十二条及び第五十三条の十において準用する徳島県収入証紙条例第五条第三項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	指定年月日
徳島市応神町応神産業団地一 番地六	一般社団法人徳島県自動車会 議所	令和二年四月一日

徳島県告示第三百二十四号

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第五十二条及び第五十三条の十において準用する徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）第五条第一項の規定に基づき、令和元年十月一日に指定した自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人について、次のとおり指定を取り消したので、徳島県税条例第五十二条及び第五十三条の十において準用する徳島県収入証紙条例第五条第三項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	取消年月日
徳島市応神町応神産業団地一番地六	一般財団法人徳島県自動車税証紙取扱協会	令和二年四月一日

徳島県告示第三百二十五号

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）第二十三条の十八第一項の規定に基づき、自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器の取扱者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

所在地	名称	指定年月日
徳島市応神町応神産業団地一番地四	一般社団法人全国軽自動車協会連合会徳島事務所	令和二年四月一日

徳島県告示第三百二十六号

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）第二十三条の十八第一項の規定に基づき、自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	指定年月日
徳島市応神町応神産業団地一番地六	一般社団法人徳島県自動車会議所	令和二年四月一日

徳島県告示第三百二十七号

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）第二十三条の十八第一項の規定に基づき、令和元年十月一日に指定した自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者について、次のとおり指定を取り消したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	取消年月日
徳島市応神町応神産業団地一番地六	一般財団法人徳島県自動車税証紙取扱協会	令和二年四月一日

徳島県告示第三百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
リヴ・フリーリー株式会社	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル二階	なずな訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル二〇五	訪問看護	令和二年五月一日
株式会社huit	同 沖浜東一丁目二四番地二	訪問看護ステーションハナコトバ	同 山城町東浜傍示一九・二	同	同
医療法人秀佑会	同 南田宮一丁目三番四八号	まつき歯科医院	同 南田宮一丁目三番四八号	居宅療養管理指導	同
株式会社ユニマツトリ イアメント・コミュニテイ	東京都港区北青山二丁目七番一三号 プラセオ青山ビル	徳島万代ケアセンターそよ風	同 万代町六丁目一番三	通所介護	同
		短期入所生活介護			同

徳島県告示第三百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社フリーリー株式会社	徳島市蔵本町二丁目一―番地 ダイバーシティビル二階	なずな訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目一―番地 ダイバーシティビル二〇五	介護予防訪問看護	令和二年五月一日
株式会社हित	同 沖浜東一丁目二四番地二	訪問看護ステーション ハナコトバ	同 山城町東浜傍一―九・二	同	同
医療法人秀佑会	同 南田宮一丁目二番四八号	まつぎ歯科医院	同 南田宮一丁目二番四八号	介護予防居宅療養 管理指導	同
株式会社ユニマツトリ ライアメント・コミュニティ	東京都港区北青山二丁目七番 一―三号プラセオ青山ビル	徳島万代ヶアセンター そよ風	同 万代町六丁目一番三	介護予防短期入所 生活介護	同

徳島県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

飯尾川堰土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	岸本泰治	岸本泰治	徳島市国府町府中六〇四―七
同	朝田三郎	朝田三郎	芝原字神楽免七二―一―二
同	渡邊増之	渡邊増之	不動西町一丁目四六一
同	七條和之	七條和之	国府町東黒田字桜ノ本八七
同	久次米孝司	久次米孝司	不動北町一丁目九
同	大寺信和	大寺信和	不動北町二丁目二一〇六一
同	久米勝		不動西町三丁目七七七
同	鎌田健		不動西町四丁目二二八
同	大原章弘	大原章弘	不動東町四丁目六八二
同	高井邦博		不動東町五丁目一四三
同	長尾茂雄	長尾茂雄	国府町井戸字左ヶ池二―二
同	西口秀信		花園五四二
同	出口義昭	出口義昭	川原田二八二
同	伊川幸治	伊川幸治	芝原字野神一二九―一
同	赤川勉	赤川勉	字橋本一五
同	前川久	前川久	字寺地二二
同		久米裕	不動西町三丁目八〇一
同		井原一成	不動西町四丁目二三一九―一
同		仲野真史	不動東町五丁目七二〇―一
同		松内豊次	国府町花園四八七
監事	近藤昭文	近藤昭文	西黒田字東傍示九三―一
同	野口芳久		花園四六二
同	橋本勝	橋本勝	東黒田字榎島九三
同		桂 慎一	花園三四三

徳島県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称
平島上土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	織原秀夫	織原秀夫	阿南市那賀川町三栗二二一
同	古川 等		上福井堂免二一
同	平田一秀	平田一秀	古津二四三一
同	浜田良則		赤池一一二
同	織原 肇		三栗八一
同	森本 巖	森本 巖	六六
同	高野哲郎		一五 二
同	森 保裕		古津二一一
同	井澤 剛	井澤 剛	上福井堂免一四二
同	福田安一		大京原三九二六
同	津田茂樹		古津三一
同	長尾博行	長尾博行	一一三
同	福島一幸	福島一幸	大京原四七四二
同	濱田洋次		赤池一一
同	佐藤博計	佐藤博計	苅屋四三九
同	小西時雄		三五 一
同		井上和久	三栗九五 一
同		財前久枝	古津三七七 二
同		瀬川陽一	上福井高福井三四
同		井澤専市	赤池六一 三
監事	安田泰二郎		古津一四三
同	大西俊之		三栗 一
同	林 和裕	林 和裕	大京原二九 一
同		坪井洋幸	古津二二六